様式第３号

西川町若者定住促進住宅入居請書

　　　　年　　月　　日

西川町長　　　　　　　　殿

（入居者）現住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　（　　　）

（保証人）現住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　（　　　）

（入居者との関係：　　　　　　　　　）

極度額 　 円

　　年　　月　　日付けで入居決定を受けた下記の西川町若者定住促進住宅の使用について、西川町若者定住促進住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、町の指示に従います。

　また、入居者が家賃を滞納し、又はこれらの規定等に違反したときは、連帯保証人において連帯の責めを負います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 入居決定住宅の所在地 | 　 |
| 住宅の名称及び番号 | 　 |
| 家賃 | 　月額　　　　　　　　円 |
| 敷金 | 円 |
| ※敷金納付年月日　　　　年 　月 　日 | ※入居年月日　　　 年　 月　 日　 |

（注）１　本請書は、正副２部提出すること。

２　連帯保証人の印鑑証明書を添付し、この印を捺印すること。

３　連帯保証人は、入居決定者と同等以上の所得があること。

４　敷金の領収書を提示すること。

５　連帯保証人を変更した場合は、新たに請書を提出すること。

６　※の欄は記入しないこと。

７　極度額は請書提出時の条例第12条の家賃及び共益費の合計額に6を乗じた額に20万円を加えた額とすること。

記

1　家賃は、毎月末日までにその月分を納付すること。

2　入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、申し出て町長の承認を受けること。

3　同居者に関して、出生、死亡、婚姻等により異動があった場合は、届出をすること。

4　入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居者が引き続き、その住宅に居住を希望するときは、その同居者は申し出て町長の承認を受けること。

5　入居者は、次の費用を負担すること。

⑴　電気、水道及び下水道の使用料

⑵　汚物及びごみの処理に要する費用

⑶　破損ガラスの取替え、フローリングの一部張替え、内装クロスの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

※入居者の責めに帰すべき事由により、住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

6　住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持すること。

7　常に住宅内外を整理し特に火気の取扱いに注意するとともに、衛生、秩序、建物の保全、環境の浄化等については適切な処置をなし、近隣の迷惑になる行為はしないこと。

8　住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡しないこと。

9　住宅を住宅以外に使用しないこと。

10　住宅の模様替え又は増築はしないこと。ただし、やむを得ないときは申し出て町長の承認を受けること。

11　住宅を明け渡そうとするときは、30日前までに町長に届け出て検査を受けること。

住宅を模様替えし、又は増築したときは、その検査のときまでに入居者の費用で原状回復又は撤去すること。

12　住宅の明渡しに伴う修繕は、次の基準により実施すること。

⑴　室内清掃　入居期間を問わず清掃（業者による）をすること。

⑵　壁　内装クロスに落書きやへこみ等の汚損・破損がある場合は、修繕すること。

⑶　床　フローリングに汚損・破損がある場合は、修繕すること。

⑷　その他　通常の使用及び経年劣化によらない汚損・破損がある場合は、修繕すること。

13　保証人は、住宅使用者と連帯してこれらの責任を負担すること。